

越 監 公 表 第 2 2 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和5年（2023年）3月30日付け越監第195-1号の随時監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年5月31日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

【指摘事項】

＜旅費の支出事務＞

（１）旅費の請求金額の確認が不十分なまま支出されていた。

普通旅費の支出手続については、旅費の支給を受けようとする職員が庶務事務システム上で旅行命令兼旅費請求の申請を行い、当該職員の所属長が決裁し、支出命令権者が一括して支出負担行為及び支出命令の決裁を行う手順となっている。

越谷市会計規則の規定により、支出命令権者が歳出を支出しようとするときは、当該支出に係る金額の算定に誤りがないことなどを調査し、確認した上で会計管理者に支出の命令をすることとされているが、当該支出手続を確認したところ、支出命令権者による請求金額の調査、確認が十分に行われないまま支出されていたものである。

（２）旅費の支給金額に誤りのあるものがあつた。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取扱いとされている。

令和３年度の定期監査において旅費に関する指摘事項があつた部署の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 定期券保有区間分の減額調整の方法を誤っていたため支給金額に不足が生じていたもの。
- ② 庶務事務システムへの入力誤りがあつたため支給金額に不足が生じていたもの。
- ③ 庶務事務システムへの入力漏れがあつたため支給金額に不足が生じていたもの。
- ④ 請求漏れがあつたため未支給となつていたもの。

【措置等の内容】

本件については、旅費の支出事務について、旅費の請求金額の確認が不十分なまま支出され、結果として旅費の支給金額に誤りが発生していたものです。

旅費の支出事務は、全職員が共通的に行う基本事務の一つであり、適正な事務執行に向けて一層の内部統制の強化が必要であると認識し、下記の措置を実施いたしました。

- ① 令和5年4月20日に各課所を対象とした「財務会計事務担当者説明会」にて「旅費制度の取扱い」について説明する時間を設け、旅費申請に関して質問や申請誤りの多いケースについて具体的な注意点を中心に説明し、正しく旅費申請がなされるよう、各所属内に周知をさせました。
- ② 令和5年5月22日付けで全庁に向けて「旅費の支給について」の通知を発出いたしました。通知の中で、過去の定期監査における指摘事項を示すとともに、申請誤りの多い「交通機関（電車）を利用した通常の旅費」の申請について、申請時の注意点や決裁関与者によるチェック体制を補完する手順を併せて提示いたしました。

今後は、申請誤り等の状況について人事課、監査課及び会計課で情報共有を進めながら、職員からの意見も踏まえ、継続的に通知の発出や旅費の支給に関する資料の更新を実施し、申請者に対する周知徹底及び決裁関与者によるチェック体制の確立など更なる内部統制の強化に努めてまいります。